

市バス運転士 公災認定そして謝罪に至る経過と報告

三浦 勤

市バス運転士山田明さんの公務災害認定を
支援する会

1 事件の概要

- 2007年6月13日 名古屋市バス山田明運転士
が焼身自殺
2008年7月2日 公災認定請求(基金名古屋
市支部長)
2011年1月5日 公務外決定
2011年3月1日 審査請求(基金名古屋市支
部審査会)
2012年9月10日 審査請求棄却
2012年9月24日 再審査請求(基金本部審査
会)
2013年2月28日 名古屋地裁に提訴
2015年3月30日 敗訴(請求棄却の判決)
2015年4月10日 名古屋高裁に控訴
2016年4月21日 勝訴(原判決及び基金の公
務外決定の取り消し)
2016年5月6日 高裁判決確定(被告上告せず)

2 何が争われたか(原告の主張 =概ね 高裁 判決で採用

山田明運転士は、(1)「お客様第一主義」「あり
がとう運動」で運転士が委縮し、長時間労働
により疲労を蓄積していたなかで、(2) パワー
ハラスメントによる精神的負荷の重積から急性
ストレス反応又は急性適応障害 を発症し死に
至ったもの。

(1) 長時間労働、長時間拘束労働の実態
高裁判決＝「時間外労働時間数は1か 月 あた
りの平均で 60時間 以上を超えているから心身
の余力や予備力を低下させていた可能性は否
定できない。」

※労働実地の詳細は次ページに掲載

(2) パワーハラスメント(3つの出来事)

①添乗指導 における「葬式の司会のようなしゃ
べり方はやめるように」との指導は極めて不適切
で、「被災者に与えた精神的負荷は相当程度の
もの」であった。(本人「上申書」と題するメモを

パソコンに残す)

②乗客の「苦情」に対し、被災者は明確な記憶
のない出来事であるにもかかわらず、模範的な
運転士のバスに添乗させる指導、首席助役によ
る「特別指導」、反省する旨の「添乗レポート」を
提出させるなどの指導は、「被災者の受けた精
神的負荷は、相当に大きかったと認められる。」
本人「進退願」と題するメモをパソコンに残す

③車内 転倒事故 が「被災者の運転するバス
の中で発生したと断定することは困難である」とし、
「本件転倒事故に関与してないと認識していた
被災者にとって、…本件転倒事故に関する警察
官の 取調べを受け、実況見分に立ち会うこと
は、その認識と矛盾する対応をせざるを得な
かったという意味で、大きな精神的負荷になっ
たと考えられる。」(メール・「BDCS」等)

3 判決の意義

月60時間以上の労働は、「心身の余力」すな
わちストレス耐性の低下をきたすと述べ、また長
時間拘束時間(休息期間と相関)について、
「改善基準」やILO 153 号条約 の規制も超
過していたから、問題ないとはいえない」と言
及している。

4 公務災害認定後の闘い(安全配慮義務違反 を断罪)

公災が確定したにも拘わらず、使用者であつ
た市交通局は「敗訴したのは基金、交通局は間
違ったことはしていない」と謝罪を拒否。

遺族は謝罪と労務管理の改善を求め、名古屋
地裁に損害賠償請求を提訴。(2018年10月)

2年余り経った20年12月、地裁は安全配慮義
務違反を認め、被告に賠償を命じる判決を下し
た。市交通局は控訴を断念し遺族に謝罪、労務
管理の改善を表明し、本事件は終結した。

山田明運転士勤務概要

2006年12月～2007年5月の勤務(6箇月間)

	(日)		(日)		(日)		(日)		(日)		(H/月)		(H/月)		(H/月)		中体勤務 (回/月)		勤務時間別回数 (回/月)		拘束時間超過回数 (回/月)		休息期間(時間) (回/月)				
	総日数	公休・週休	勤務予て日数	公休・週休	出勤	休めた日	休暇	労働日数	超勤時間	労働時間	拘束時間	当初制当日数	率 (%)	実際の勤務日数	率 (%)	8H以内	8H以上	ダイヤ外出勤回数	13H超	16H超	8H未滿	8H～9H	9H～10H	10H～11H	11H以上		
5月	31	8	23	3	5	0	26	63:54	247:54	349:57	11	47.8	11	42.3	2	24	4	18	4	16	0	4	4	3	3	11	
4月	30	9	21	4	5	1	24	61:12	221:12	321:45	10	47.6	10	41.7	6	18	3	16	2	16	1	5	5	2	11		
3月	31	9	22	5	4	2	25	68:34	228:34	333:47	9	40.9	9	36.0	7	18	4	16	3	16	0	5	4	4	12		
2月	28	8	20	4	4	0	24	65:28	225:28	338:01	12	60.0	14	58.3	1	23	4	19	0	19	0	7	5	3	9		
1月	31	8	23	4	4	1	26	68:20	243:35	344:25	9	39.1	9	34.6	5	21	5	18	1	18	0	3	4	4	15		
12月	31	10	21	6	4	0	27	77:06	245:06	359:58	9	42.9	10	37.0	5	22	5	18	3	18	1	5	3	5	13		
合計	182	52	130	26	26	4	152	404:34	1411:49	2047:53	60	46.2	63	41.4	26	126	25	105	13	2	29	29	29	21	71		



8.7 21.7 4.3 4.3 0.7 25.3 67:25 235:18 341:18 46.2% 41.4% 17.1% 82.9% 16.4% 69.1% 8.6% 1.3% 19.1% 19.1% 13.8% 46.7%

※拘束時間の算出方法は厚労大臣告示「改善基準」に基づき計算

拘束時間は、通常は出勤から退勤までの時間をいう。
ただし、翌日の出勤時刻が当日の出勤時刻より早い場合(24時間経過していない場合)は、24時間に不足する時間を拘束時間に加算する。